

阿南工業高等専門学校旅費支給内規

(平成12年3月27日)

(要項第1号)

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校における旅費支給等については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則（以下「規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構旅費実施細則その他特別に定めのあるもののほか、この内規の定めるところによる。

(定義)

第2条 この内規における「最寄駅」とは、阿南市においては見能林駅を、目的地・居住地においては当該地の最寄りの鉄道駅等をいう。ただし、阿南市羽ノ浦町及び那賀川町においては、最寄り駅の鉄道駅等とする。

(旅費計算の経路)

第3条 旅費計算の経路は次の各号に掲げるところによる。ただし、規則第7条ただし書の規定に該当する旅行の場合は、この限りでない。

(1) 兵庫県以東に旅行する場合は明石海峡大橋経由とする。

(2) 岡山県・鳥取県以西は、高松経由とし、和歌山県は徳島港経由によるものとする。

(路程)

第4条 路程は阿南市と目的地の最寄駅により計算するものとする。ただし、規則第10条の規定による場合は、居住地と目的地の最寄駅間により計算するものとする。

(旅行日数)

第5条 旅行日数は、規則第8条の規定によるほか、原則として、最寄駅を7時00分発・21時00分着を基準として算出するものとする。

(割引運賃等商品の利用)

第6条 内国出張について、経費節減効果が高い割安運賃及びパック商品を積極的に活用するものとする。この場合、業務に支障がない範囲で第5条の適用は除外できるものとする。

(旅費の調整)

第7条 この内規により難い特別の事情がある場合は、その都度旅行命令権者が調整することができる。

附 則

1 阿南工業高等専門学校旅費支給要項（昭和52年4月1日要項第4号）は廃止する。

2 この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年9月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年6月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。